

那珂市デジタル化推進指針

令和8年3月

那 珂 市

目次

| | |
|------------------------|----|
| 1. 概要 | 2 |
| 2. 位置づけ | 2 |
| 3. 推進期間 | 4 |
| 4. 基本方針 | 4 |
| 5. 推進事項 | 5 |
| (1) 地域社会のデジタル化 | 5 |
| (2) 行政サービスのデジタル化 | 6 |
| (3) 行政事務のデジタル化 | 7 |
| (4) 情報セキュリティの強化 | 9 |
| 6. 推進体制 | 9 |
| 【参考資料】 | |
| 1. 語句の説明 | 12 |
| 2. これまでの取組 | 14 |

1. 概要

我が国では、新型コロナウイルス感染症の拡大を契機に、様々な分野で非接触・非対面を可能とするデジタル化が急速に進展しました。また、少子高齢化による社会構造の変化は労働力不足を加速させており、社会全体の生産性向上のためには、デジタル技術の導入が不可欠となっています。

こうした背景を踏まえ、国は令和3年5月に、「デジタル社会形成基本法」及び「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」を含むデジタル改革関連法を成立・公布しました。デジタル社会形成基本法第14条では、地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえつつ、地域の特性を生かした自立的なデジタル施策を策定・実施する責務を有する旨が規定されています。

また、同法第39条第1項等に基づき、令和3年以降、毎年度「デジタル社会の実現に向けた重点計画」が閣議決定され、デジタルの活用により、一人ひとりのニーズに合ったサービスを選択でき、多様な幸せを実現できる社会を目指すことが示されています。これは、「誰一人取り残されない、人に優しいデジタル化」を推進する考え方につながるものとされています。

本市では、令和5年3月に「那珂市デジタル化推進指針」を策定し、市民サービスの向上や多様なライフスタイルに寄り添える地域社会の実現等を目的として、デジタル技術を活用した各種事業に取り組んできました。あわせて、「地方公共団体情報システム標準化基本方針」の改定を受けて進められている、自治体情報システムの標準準拠システムへの移行やガバメントクラウドへの移行についても、着実に対応してきたところです。

今後も、市民サービスを一層向上させるとともに、人口減少・人口構造の変化、労働力不足、地域間格差等に伴い想定される行政課題の解決に向けて、進展を続けるデジタル技術を行政運営により積極的に取り入れ、行政のデジタル化を推進する必要があります。

本指針は、こうした社会情勢の変化及び国の動向を踏まえ、本市におけるデジタル化の取組を切れ目なく推進するため、令和7年12月に国が策定した「自治体DX推進計画」その他の関連計画との整合を図り、「那珂市デジタル化推進指針」を改定するものです。

2. 位置付け

本指針は、本市におけるこれまでの情報化に関する取組を踏まえ、これを更に発展させるための基本的な方向性を示すものです。「第2次那珂市総合計画」に掲げる市の将来像の実現を、デジタル化により下支えするための手段として位置付けます。

また、「那珂市デジタル田園都市構想総合戦略」を推進するに当たっても、具体的な取組を進める際には、デジタル技術の活用の方向性を示す本指針を参照するものとしします。

<各計画における記載>

第2次那珂市総合計画 後期基本計画

第6章 行財政改革の推進による自立したまちづくり

施策1 効果的・効率的な行政運営を推進する

基本事業5 デジタル化の推進と効果的な行政運営

- ・自治体の情報システムの標準化及び共通化、行政手続のオンライン化、AI・RPAの利用などデジタル化を推進することで、業務の効率化を図り、人的資源を行政サービスの更なる向上につなげていきます。

施策3 多様な行政サービスを提供する

基本事業1 窓口サービスの充実

- ・窓口サービスの更なる向上のため、電子申請の取組を推進し、DXを踏まえたワンストップ総合窓口の設置について検討します。また、窓口業務の民間委託については、国の動向を踏まえながら、先進事例などの研究を行います。

基本事業2 より便利な行政サービスの構築

- ・マイナンバーカードの普及啓発を進めるとともに、コンビニエンスストアでの証明書交付や子育てに関するオンライン申請など、マイナンバーカードを活用した行政サービスを提供し、市民の利便性向上と事務の効率化を図ります。

那珂市デジタル田園都市構想総合戦略

1. 基本的な考え方

(1) 総合戦略策定に向けた基本的な考え方

③まち・ひと・しごとの創生

○デジタルの力を活かした創生

これらの「まち」・「ひと」・「しごと」の創生を加速化的に実現するために、デジタルの力を活かした創生に取り組みます。

具体的には、デジタルの力を活かすために、デジタル基盤の整備やデジタル人材の育成、誰一人取り残さない取り組みの推進を通じて、地方の個性を活かしながら社会課題の解決と魅力の向上を図ります。

戦略2 「那珂市への人口還流戦略」

(3) 具体的な施策内容

2) 「暮らしやすいまち」いい那珂プロジェクト

- ④ 行財政改革による自立的なまちの実現
 - (ア) 市民サービスの向上と業務効率化の推進
 - 自治体の情報システムの標準化及び共通化、行政手続のオンライン化、A I・R P A などの利用といったデジタル化を推進することで、業務の効率化と行政サービスの向上を図ります。
 - (イ) 改革を推進する職員の育成・確保
 - 窓口サービスの充実や、便利な行政サービスの構築、デジタル化の推進など改革を推進する職員の育成・確保を実施します。
電子文書など行政情報の相互のやり取り等の安全や利便性を図るとともに、市民生活に必要な各種情報や申請などの手続の電子化など市民サービスの向上を図ります。

3. 推進期間

国の「自治体D X推進計画」は、国の動向を反映するため適宜見直しを行うこととされており、計画期間は設定せず、おおむね5年間を目途として自治体の主な取組スケジュールが示されています。

これを踏まえ、本指針に示す基本方針及び推進事項についても、中長期的かつ継続的な取組が見込まれることから、特定の推進期間は設定しないこととし、今後は、国の政策動向、情報通信技術の進展、各取組の進捗状況等を踏まえ、必要に応じて内容を見直し、適宜改定を行います。

4. 基本方針

自治体におけるデジタル化の推進は、市民にとって利便性の高いサービスを提供するとともに、行政運営の効率化を図るための重要な取組です。国の方針を踏まえ、行政手続のオンライン化や業務のデジタル化を進めることで、市民サービスをより便利かつ迅速に提供できるようにします。

また、単に現行業務を電子化するだけでなく、業務そのものを見直し、再設計するB P R(ビジネス・プロセス・リエンジニアリング)の考え方を取り入れます。これにより、手続や事務フローの簡素化を進め、職員の業務負担の軽減を図ります。

本市は、市民の利便性向上と職員の働きやすさの実現に向けて、これらを総合的に推進するため、次の4つを基本方針としてデジタル化を推進します。

(1) 地域社会のデジタル化

市民の生活の質の向上を図るとともに、地域社会が抱える課題の解決及びデジタル格差の解消に向けて、地域特性やニーズに応じたデジタルツールの導入を検

討します。これにより、地域社会全体の活性化につながる取組として、地域社会のデジタル化を推進します。

(2) 行政サービスのデジタル化

市民がいつでもどこでも行政サービスを利用できるよう、デジタル技術を活用して利便性の向上を図ります。あわせて、行政手続のオンライン化等を進め、市民が負担やストレスを感じることなく行政サービスを受けられる環境を整備し、サービスの質の向上につながる行政サービスのデジタル化を推進します。

(3) 行政事務のデジタル化

業務の効率化及び生産性の向上を目指し、デジタル技術の活用により、迅速かつ正確な業務処理が可能となる環境を整備します。また、業務プロセスの見直し(BPR)を進め、業務の重複を排除するとともに、デジタルツールやシステムの標準化・統一を図ることで、効果的かつ戦略的な行政運営の実現を目指します。

(4) 情報セキュリティの強化

デジタル化の進展に伴い増大する情報漏えい、不正アクセス等のリスクに対応するため、適切な情報管理体制を整備します。市民及び自治体に対する信頼を確保する観点から、情報セキュリティ対策を継続的に強化します。

5. 推進事項

(1) 地域社会のデジタル化

市民がデジタル化による利便性を実感できる地域社会の実現に向け、次の取組を推進します。

ア マイナンバーカードの取得支援・利用推進

行政手続のオンライン化や証明書のコンビニ交付に加え、健康保険証としての利用や運転免許証との一体化など、マイナンバーカードの利用範囲は拡大しています。これらの利便性を市民一人ひとりが享受できるよう、周知啓発を行うとともに、未取得者に対する申請案内等の取得支援を実施し、マイナンバーカードの普及促進に努めます。

イ デジタル・デバイドの解消

「誰一人取り残さないデジタル社会」の実現に向け、インターネットやデジタル機器の操作に不慣れな高齢者等を対象としたスマートフォン教室の開催など、利用支援を推進します。あわせて、必要な情報を取得しやすい環境を整備し、デジタル・デバイドの解消に努めます。

ウ 施設のデジタル化

市民が便利に利用できるスマート公共施設の実現を目指し、デジタル技術を活用したサービス向上に取り組みます。施設予約及び利用申請のオンライン化、キャッシュレス決済、混雑状況の可視化等を進めることで、市民が時間や場所を問わず快適に公共サービスを利用できる環境を整備します。

エ 学びにおけるデジタル化の推進

GIGAスクール構想に基づき、1人1台端末及び高速ネットワーク環境の整備を基盤として、教育の質を一層高める段階へと移行します。安定したネットワーク環境の維持及び端末更新を計画的に進めるとともに、学習の個別最適化と協働的な学びを実現する授業づくりを支援します。あわせて、デジタル教科書やAI教材等の活用を拡大し、一人ひとりに応じた学びを推進します。

また、児童生徒がデジタル社会を安全かつ主体的に生きる力を身に付けられるよう、情報活用能力(デジタルリテラシー)の育成を推進します。

さらに、図書館においては電子書籍サービスの導入を進め、多様な市民が図書に触れられる機会を拡充することで、生涯学習の機会の充実を図ります。

(2) 行政サービスのデジタル化

市民がライフスタイルに応じて行政サービスを利用できるよう、次の取組を推進します。

ア 行政手続のオンライン化

市民が自宅等から、時間や場所を選ばずにスマートフォンやパソコンで申請等ができるよう、マイナポータル及びオンライン申請システムの活用を推進します。あわせて、コミュニケーションアプリ等を活用し、オンライン手続、通報、問い合わせ対応など、迅速かつ効果的な双方向コミュニケーションの実現を図ります。

特に、自治体DX推進計画において「特に国民の利便性向上に資する手続」とされた27手続※1については、引き続きオンライン化の推進及び対象範囲の拡大に取り組みます。

イ 自治体窓口のデジタル化

窓口の混雑緩和及び効率的な案内の実現に向け、窓口案内の自動化やA Iを活用した案内機能の導入について検討します。あわせて、予約システム等を活用し、長時間待機の解消を図ることで、窓口手続の利便性向上を推進します。

また、効率的な窓口案内とオンライン申請受付等を両立させることで、対応の迅速化及び職員の業務負担の軽減を図ります。

ウ 公金収納におけるデジタル化の推進

市民の利便性向上及び収納事務の効率化を図るため、公金収納のデジタル化を推進します。特に、スマートフォンやオンライン環境を活用したキャッシュレス決済手段を拡大し、市税や手数料等の支払いにおける選択肢を充実させることで、時間や場所を問わず手続ができる環境を整備します。

また、地方税統一QRコード(e L-Q R)の制度拡大に対応し、納付手続の簡素化を図ることで、市民にとって分かりやすく利用しやすい収納環境の実現を目指します。さらに、公金収納関連業務のデジタル化にあわせて、庁内事務フローの見直し及びデータ連携の強化を進め、収納管理の精度向上と業務負担の軽減を一体的に推進します。これらの取組を総合的に進めることで、市民サービスの向上と行政運営の効率化を両立した公金収納体制の確立を図ります。

エ 行政情報のデジタル化

行政情報については、引き続き多様なデジタル媒体を活用し、市民が必要な情報をいつでもどこでも取得できる環境を整備します。

また、LINEを活用した情報配信では、一斉配信に加え、アンケート機能等により取得した利用者情報を活用し、セグメント配信を推進します。これにより、利用者が希望する情報を過不足なく届け、市民が自分に関係する情報を受け取りやすい環境の実現を目指します。さらに、SNSやホームページ等との連携を強化し、市民の情報アクセス性の向上を図ります。

(3) 行政事務のデジタル化

デジタル技術を活用し、効率的かつ適正な事務処理を行うため、次の取組を推進します。

ア 自治体情報システムの標準化・共通化※2

自治体情報システムの標準化・共通化については、これまで段階的に取組を進めてきました。今後は、国の標準仕様書の改定や標準化対象システムの拡大にも迅速に対応できるよう、庁内体制の強化、関連業務の見直し、技術的検討を進め

ます。これにより、将来的なシステム更新やデータ連携の円滑化を図り、持続的かつ強靱なデジタル基盤の構築を目指します。

イ 生成A Iを活用した業務の効率化

行政サービスの高度化及び業務効率化を実現するため、生成A Iの活用を積極的に推進します。文書作成、問い合わせ対応、データ分析等の分野で職員の業務負担を軽減し、迅速かつ的確な意思決定を支援します。あわせて、安全性、透明性及び倫理性に十分配慮しながら、適切かつ効果的な活用を進めます。

ウ システム連携による効率化の推進

文書管理及び電子決裁の導入を踏まえ、内部事務に係る各システムについて、効率的に運用できるよう統一的な構成とします。各システムの連携を進め、行政事務の効率化、情報共有の円滑化及び意思決定の迅速化を図ります。

また、デジタルツールの標準化・統一を進めることで、業務効率化に加え、コスト削減及び全職員にとって簡便で使いやすい業務環境の整備を推進します。

エ デジタル人材の育成・活用

自治体DXを着実に推進するため、研修を通じた意識改革及び機運醸成を継続的に実施します。あわせて、職員のデジタルスキル向上を目的として、業務効率化や市民サービス向上に必要な知識・技能を体系的に習得できる研修プログラムの充実を図ります。先端技術の活用方法や先進事例等も取り入れ、実務に直結する学びを強化します。これにより、職員一人ひとりがDXを実務に生かす能力を高め、全庁的なデジタル化推進力を強化します。さらに、研修の質の向上や政策立案の高度化に対応するため、専門的知見を有する外部人材の活用を進めます。

オ 議会のデジタル化

議会等に対する市民の関心及び理解の向上を目的として、コンテンツのバリアフリー化を推進します。ストレスのない議会傍聴環境の整備、各種中継の充実、デジタル対応会議システム等の導入に取り組みます。

また、段階的に、地域社会全体のデジタルコンテンツの閲覧、管理及び配信等のサービスとして確立を図り、効率的かつ効果的なコンテンツの蓄積・分析を進めます。あわせて、得られた分析結果を政策立案・改善に生かすことにより、E BPMの実践につなげます。

(4) 情報セキュリティの強化

令和8年4月から、ネットワーク構成を α モデルから α' モデルへ移行することに伴い、リスク管理体制を見直します。あわせて、定期的なセキュリティ評価及びインシデントへの迅速な対応体制を構築するため、次の取組を推進します。

ア 情報セキュリティ研修の実施

情報化の推進に必要な情報セキュリティ対策を支える人材を育成するため、全職員を対象とした情報セキュリティ研修を継続的に実施します。ICTに関する基礎知識、最新のセキュリティ動向及びセキュリティ技術、個人情報の取扱いに関する知識の習得を図るとともに、職員のセキュリティ意識の向上に取り組みます。

イ セキュリティポリシーの見直しと強化

自治体DXを推進する上で、情報セキュリティの確保は最優先事項です。このため、セキュリティポリシーを定期的に見直し、最新の脅威に対応できるよう継続的な強化を図ります。技術革新や業務運用の変化に応じて、セキュリティポリシーの更新及び運用の改善を行い、市のデジタルサービスを安全・安心に提供できる環境を確保することで、市民の信頼の確保に努めます。

ウ ネットワーク監査の導入

LGWAN接続系ネットワーク環境について、従来の α モデルから α' モデルへの移行を進めます。移行後の運用において、システムの安全性、信頼性及び透明性を確保するため、外部監査を導入し、外部の専門機関による定期的な監査を実施します。これにより、ネットワーク運用上のリスクを早期に把握し、必要な改善策を講じます。

あわせて、内部監査についても継続的に実施し、監査結果を踏まえた是正・改善を行うことで、市民の個人情報及び自治体の重要データを適切に保護し、デジタルサービスの安全かつ安定的な運用を推進します。

6. 推進体制

本市における自治体DXを総合的に推進するため、本指針が示す基本的な考え方及び取組方針の下、全庁的に取組の方向性を共有し、各部署の取組状況を確認しながら、着実にデジタル化を推進します。

また、デジタル化の推進に当たり、特に重点的に取り組むべき事項については、社会情勢や国、他の地方公共団体の動向等を踏まえ、課題認識を関係者間で共有し

た上で、迅速かつ機動的に対応することが重要です。

市では、情報化統括責任者(C I O)を中心に、関係組織が連携して重点課題に関する認識を共有し、取組の進捗管理及び改善を行うことで、デジタル化を継続的に推進します。

〈参考〉

- ・ 那珂市情報化推進に関する規則
- ・ 那珂市情報化リーダー設置規則

<注釈>

※1 地方公共団体が優先的にオンライン化を推進すべき手続のうち
「特に国民の利便性向上に資する手続」(27手続)

○子育て関係(15手続)

- 児童手当等の受給資格及び児童手当の額についての認定請求
- 児童手当等の額の改定の請求及び届出
- 氏名変更/住所変更等の届出
- 受給事由消滅の届出
- 未支払の児童手当等の請求
- 児童手当等に係る寄附の申出
- 児童手当に係る寄附変更等の申出
- 受給資格者の申出による学校給食費等の徴収等の申出
- 受給資格者の申出による学校給食費等の徴収等の変更等の申出
- 児童手当等の現況届
- 支給認定の申請
- 保育施設等の利用申込
- 保育施設等の現況届
- 児童扶養手当の現況届の事前送信
- 妊娠の届出

○介護関係(11手続)

- 要介護・要支援認定の申請
- 要介護・要支援更新認定の申請
- 要介護・要支援状態区分変更認定の申請
- 居住(介護予防)サービス計画作成(変更)依頼の届出
- 介護保険負担割合証の再交付申請
- 被保険者証の再交付申請
- 高額介護(予防)サービス費の支給申請
- 介護保険負担限度額認定申請
- 居宅介護(介護予防)福祉用具購入費の支給申請
- 居宅介護(介護予防)住宅改修費の支給申請

住所移転後の要介護・要支援認定申請

○被災者支援関係（1 手続）

罹災証明書の発行申請

※2 自治体の情報システムの標準化対象20業務

市民基本台帳、国民年金、選挙人名簿管理、固定資産税、個人住民税、法人住民税、軽自動車税、国民健康保険、障害者福祉、後期高齢者医療、介護保険、児童手当、児童扶養手当、子ども子育て支援、戸籍、戸籍附票、生活保護、健康管理、就学、印鑑登録

【参考資料】

1. 語句の説明

B P R (Business Process Re-engineering)

業務の手順や流れ（業務プロセス）を、前提や慣例にとらわれずに抜本的に見直し、再設計することにより、仕事の効率化やサービスの質の向上を図る手法。デジタル化やシステム導入の際に、単に現行の紙や手続きをそのまま電子化するのではなく、業務そのものを整理・簡素化・標準化した上で最適な形に組み替える考え方を指す。

D X (Digital Transformation)

情報技術の浸透が、人々の生活をあらゆる面で良い方向に変化させること。

E B P M (Evidence-Based Policy Making)

経験や勘ではなく、データや科学的根拠（エビデンス）に基づいて政策を立案・評価・改善する手法。

e L-Q R (エルキューアール)

地方公共団体などが発行する証明書や通知書等に印刷される、電子署名付きの二次元コード（QRコード）

G I G A スクール構想 (Global and Innovation Gateway for ALL)

児童生徒向けの1人1台端末とネットワーク環境により、子供たちが誰一人取り残すことなく、子どもたちに個別最適化された教育を実現する。

I C T (Information and Communication Technology)

情報通信技術のこと

L G W A N (Local Government Wide Area Network)

総合行政ネットワーク。地方公共団体間や地方公共団体と政府機関間の通信を行うためのインターネットから分離された行政専用ネットワーク。

R P A (Robotic Process Automation)

人間がコンピュータ上で行っている定型作業をロボットで自動化するもの。

生成A I (Artificial Intelligence)

大量のデータを学習し、人間が作成したような文章、画像、音声などを自動的に生成する人工知能技術の総称

キャッシュレス決済

現金を使用せずにお金を支払うこと。クレジットカードや電子マネー、スマートフォン決済などがある。

クラウド

ネットワーク経由でユーザーにサービスを提供する形態のこと。

三層の対策（ α モデル）

住民基本台帳や税などを扱うマイナンバー利用事務系、行政文書などを扱うL GWAN接続系、インターネット接続系のネットワークをそれぞれ切り離すとともに、高度な情報セキュリティ対策を実施したもの

α' モデル

α モデルが抱える課題（L GWAN対応のクラウドシステムでのみ使用可）を解決するためのモデル。L GWAN接続系端末から特定のクラウドサービスへ直接接続（ローカルブレイクアウト）することを認めるモデルである。

情報セキュリティ

情報の「機密性」「完全性」「可用性」を確保するための考え方や対策の総称。

機密性：情報にアクセスすることを認められたものだけが、情報にアクセスできる状態を確保すること。

完全性：情報が破壊、改ざん又は消去されていない状態を確保すること。

可用性：情報にアクセスすることを認められたものが、必要な時に中断されることなく、情報にアクセスできる状態を確保すること。

セキュリティポリシー

個人情報保護や機密漏えいの防止などのコンピュータセキュリティに関する基本方針をまとめたもの。

デジタル・デバイド

情報通信技術の恩恵を受けることのできる人とできない人の間に生じる格差。

マイナポータル

政府が運営するオンラインサービス。行政サービスの検索やオンライン申請、行政からのお知らせを受け取ることができる自分専用サイト

2. これまでの取組

社会保障・税番号制度の導入や国の制度改正、進化するデジタル技術に対応するため、基幹系システムをはじめ財務会計システムや人事給与システム等内部情報システムクラウド化など、セキュリティ対策と情報化の取組みを進めてきました。

| 年 月 | 内 容 | 備 考 |
|--------------|--------------------------------------|------------------------------------------------|
| 平成 12 年 2 月 | 戸籍事務にコンピュータを導入 | |
| 平成 14 年 8 月 | 住民基本台帳ネットワークシステム開始 | |
| 平成 15 年 3 月 | 情報系ネットワークシステム構築 | |
| 平成 15 年 10 月 | いばらきスポーツ施設予約システム導入 | |
| 平成 16 年 2 月 | 那珂市情報セキュリティポリシーの制定 | 平成 17 年 4 月改定 平成 28 年 3 月改定 令和 6 年 3 月改定 |
| 平成 16 年 1 月 | 公的個人認証サービス開始 | |
| 平成 16 年 7 月 | いばらき電子申請・届出サービス開始 | |
| 平成 18 年 10 月 | 市立図書館の手のひら静脈認証による 図書貸出 | |
| 平成 20 年 10 月 | 茨城県域統合型GISの運用開始 | |
| 平成 24 年 4 月 | 市税等のコンビニ収納開始 | |
| 平成 25 年 4 月 | 財務会計システムのクラウド化 | |
| 平成 25 年 9 月 | 出退勤システム導入 | |
| 平成 26 年 4 月 | 茨城県電子入札システムの共同利用開始 | |
| 平成 27 年 4 月 | 情報ネットワーク再構築に伴いクラウド 利用開始 | |
| 平成 27 年 2 月 | 基幹系システムのクラウド化 (自治体クラウドへの参加) | |
| 平成 27 年 10 月 | ペイジー端末での市税等の口座振替 登録開始 | |
| 平成 28 年 1 月 | マイナンバーカードの交付開始 | |
| 平成 28 年 4 月 | 市公式SNSアカウント運用開始 (X・Facebook・LINE) | |
| 平成 29 年 1 月 | 証明書コンビニ交付サービスの開始 | |
| 令和 29 年 1 月 | 基幹系の 2 要素認証・資産管理システムの 運用開始 | |
| 平成 29 年 4 月 | 情報系 (L GWAN系) とインターネット 接続系の分離 | |
| 平成 29 年 4 月 | 点字プリンタ導入 | |

| | | |
|----------------------|---------------------------------------|-------------------------------|
| 平成 29 年 7 月 | マイナポータルを活用した電子申請の対応 (児童手当等) | |
| 平成 30 年 3 月 | 障がい者プランへUni-Voice (読み上げ機能)の導入 | |
| 平成 30 年度~ 令和 2 年度 | 防災行政無線のデジタル化整備 | |
| 平成 30 年 12 月 | 市公式LINEアカウント運用開始 | |
| 令和元年 7 月 | 公共施設への公衆無線LAN整備 | 本庁:令和元年 7 月 各施設:令和 2 年 9 月 |
| 令和 2 年 7 月 | テレワーク端末の整備・試験導入 | |
| 令和 3 年 3 月 | 介護認定審査会兼障害支援区分認定審査会 オンライン会議導入 | |
| 令和 3 年 4 月 | 校務支援システムの導入 | |
| 令和 3 年 4 月 | 那珂市防災アプリ導入 | |
| 令和 3 年 5 月 | 児童生徒 1 人 1 台の学習用端末の整備 (GIGAスクール構想) | |
| 令和 3 年 4 月 | 市税等のスマートフォンアプリでの納付 | |
| 令和 3 年 9 月 | 議会本会議のライブ配信 | |
| 令和 3 年 12 月 | 議会タブレット端末導入 | |
| 令和 4 年 4 月 | ビジネスチャット導入 | 令和 3 年度試行 |
| 令和 4 年 4 月 | RPAの導入 | 令和 3 年度試行 |
| 令和 4 年 4 月 | 証明書発行手数料のキャッシュレス決済導 入 | |
| 令和 4 年 4 月 | 保育所業務支援システム運用開始 | |
| 令和 5 年 3 月 | 介護認定審査会兼障害支援区分認定審査会 タブレット端末導入 | |
| 令和 5 年 4 月 | 外部人材によるCIO補佐官を配置 | |
| 令和 5 年 4 月 | 備品管理システム導入 | |
| 令和 5 年 11 月 | AI-OCR導入 | |
| 令和 5 年 12 月 | 書かない窓口導入 | |
| 令和 6 年 2 月 | 内部事務システム整備方針検討専門部会 設置 | |
| 令和 6 年 3 月 | 生成AI(無料版)の運用開始 | セキュリティポリシー 実施手順を作成 |
| 令和 6 年 6 月 | ショートメッセージサービス導入 | |
| 令和 6 年 6 月 | UDトーク(音声認識による文字起こし) 運用開始 | |
| 令和 6 年 11 月 | Uni-Voice作成機能の導入 | |

| | | |
|---------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| 令和7年3月 | 内部事務システム運用業務契約締結 令和8年3月稼働 ・人事給与システム・庶務事務システム ・人事評価システム・電子決裁システム 令和8年5月稼働予定 ・グループウェア ガルーン 令和8年6月稼働予定 ・行政評価システム（実施計画） ・財務会計システム 令和8年10月稼働予定 ・文書管理システム 令和9年4月稼働予定 ・契約管理システム | |
| 令和7年4月 | 茨城県電子調達システムの導入 | 令和6年9月共同利用 |
| 令和7年9月 | 自治体情報システム（TKC関係・生活保護）を標準準拠システムへ移行 | |
| 令和7年12月 | 生成AI活用ツール（コモンズAI）の導入 | |
| 令和8年2月 | 自治体情報システム（戸籍情報）を標準準拠システムへ移行 | |

○那珂市デジタル化推進指針

令和5年3月 策定
 令和8年3月 改定

那珂市役所
 総務部 管財課 DX推進室
